

重要事項説明書

指定通所介護事業及び第一号通所事業

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定通所介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. 指定通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	中谷興運株式会社
代表者氏名	代表取締役 中谷庄吾
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	岡山県倉敷市水島海岸通2丁目1番地 電話番号 086-251-2605 FAX 番号 086-251-2602
法人設立年月日	昭和28年6月4日

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	プランタン・デイサービスセンター
介護保険指定 事業所番号	3370114716
事業所所在地	岡山県岡山市北区下伊福西町2番12号
相談担当者名 連絡先	管理者 佐々木 志津加 電話番号 086-251-2605 FAX 番号 086-251-2602
事業所の通常の 事業の実施地域	岡山市三門小学区
利用定員	35名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態等にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び第一号通所事業を提供することを目的とします。
運営の方針	事業所の従事者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日、火曜日、木曜日、金曜日、土曜日
営業時間	9:00から18:00
その他	

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日、火曜日、木曜日、金曜日、土曜日
サービス提供時間	9：45から17：00 (第一号通所サービスは、9：45から11：45)

(5) 事業所の職員体制

管理者	佐々木 志津加
-----	---------

職種	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ通所介護計画を交付します。 5 指定通所介護の実施状況の把握及び通所介護計画の変更を行います。	常 勤 1 名
生活相談員	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助等を行います。 2 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	常 勤 0 名 非常勤 1 名 以上
看護師・ 准看護師 (看護職員)	1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2 利用者の静養のための必要な措置を行います。 3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。	常 勤 0 名 非常勤 1 名 以上
介護職員	1 通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	常 勤 1 名 非常勤 4 名 以上
機能訓練 指導員 (運動指導員)	1 通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	常 勤 0 名 非常勤 1 名 以上

3. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
通所介護計画の作成		1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。 2 通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭い等の事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また、嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪等を行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣等の日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操等を通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動等	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
個別機能訓練（Ⅰ）		個々の利用者の状態に適切に対応する観点から、個別の機能訓練実施計画を策定し、これに基づきサービス提供をおこないます。

(2) 通所介護従業者の禁止行為

通所介護従業者はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため

緊急やむを得ない場合を除く)

⑤ 利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額及び支払い方法については重要事項説明書別紙をご参照ください。

4. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所等に変更があった場合は速やかに当事業所までお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所介護計画」を作成します。なお、作成した「通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「通所介護計画」に基づいて行ないます。なお、「通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向等の変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

5. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次のとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	佐々木 志津加
-------------	---------

(2) 苦情解決体制を整備しています。

(3) 従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。

6. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合等、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命、身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・利用者本人又は他人の生命、身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ち

に身体拘束を解きます。

7. 成年後見制度の活用支援

事業者は適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介等、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
(2) 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもののほか、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料等が必要な場合は利用者の負担となります）

9. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、次の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保 険 名	居宅介護事業者 看護職業業務危険
補償の概要	対人 1 億円、対物 100 万円

1 1. 心身の状況の把握

指定通所介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 2. 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定通所介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

1 3. サービス提供の記録

- ① 指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1 4. 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理責任者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理責任者）	山本 幸
----------------------	------

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。（避難訓練実施時期：年2回、春季及び秋季）

1 5. 衛生管理等

- ① 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。
- ② 指定通所介護事業所において感染症が発生、まん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

1 6. 指定通所介護サービス内容の見積りについて

指定通所介護サービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日

常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

17. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は次のとおりとします。
(苦情処理の手順)
 - ・ 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために、必要に応じ訪問を実施し状況の聞き取りや事情の確認を行います。
 - ・ 特に事業者に関する苦情である場合には、利用者の立場を考慮しながら、事業者側の責任者に事実関係の特定を慎重に行います。
 - ・ 特に事業者に関する苦情である場合には、利用者の立場を考慮しながら、事業者側の責任者に事実関係の特定を慎重に行います。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 担当者 佐々木 志津加	所在地 岡山県岡山市北区下伊福西町2番12号 電話番号 086-251-2605 FAX 番号 086-251-2602 受付時間 9:00~18:00(平日)
【市町村(保険者)の窓口】 岡山市保健福祉局高齢福祉部 介護保険課管理係	所在地 岡山県岡山市北区鹿田町1丁目1番1号 電話番号 086-803-1240 FAX 番号 086-803-1869 受付時間 8:30~17:15(平日)
【市町村(保険者)の窓口】 岡山市保健福祉局高齢福祉部 事業者指導課	所在地 岡山県岡山市北区大供3丁目1番18号 KSB 会館 4 階 電話番号 086-212-1013 FAX 番号 086-221-3010 受付時間 8:30~17:15(平日)
【公的団体の窓口】 岡山県国民健康保険団体連合会	所在地 岡山県岡山市北区桑田町17番5号 電話番号 086-223-8811 FAX 番号 086-223-9109 受付時間 8:30~17:00(平日)

18. 第三者評価

実施の有無	実施機関	直近実施日	公開の有無
なし			

重要事項説明書 別紙

1. 介護保険の利用料

【指定通所介護事業】

サービス提供時間 要介護度	3時間以上4時間未満				
	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	370	3,751円	376円	751円	1,126円
要介護2	423	4,289円	429円	858円	1,287円
要介護3	479	4,857円	486円	972円	1,458円
要介護4	533	5,404円	541円	1,081円	1,622円
要介護5	588	5,962円	597円	1,193円	1,789円
	4時間以上5時間未満				
	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	388	3,934円	394円	787円	1,181円
要介護2	444	4,502円	451円	901円	1,351円
要介護3	502	5,090円	509円	1,018円	1,527円
要介護4	560	5,678円	568円	1,136円	1,704円
要介護5	617	6,256円	626円	1,252円	1,877円
	5時間以上6時間未満				
	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	570	5,779円	578円	1,156円	1,734円
要介護2	673	6,824円	683円	1,365円	2,048円
要介護3	777	7,878円	788円	1,576円	2,364円
要介護4	880	8,923円	893円	1,785円	2,677円
要介護5	984	9,977円	998円	1,996円	2,994円
	6時間以上7時間未満				
	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	584	5,921円	593円	1,185円	1,777円
要介護2	689	6,986円	699円	1,398円	2,096円
要介護3	796	8,071円	808円	1,615円	2,422円
要介護4	901	9,136円	914円	1,828円	2,741円
要介護5	1,008	10,221円	1,023円	2,045円	3,067円
	7時間以上8時間未満				
	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	658	6,672円	668円	1,335円	2,002円
要介護2	777	7,878円	788円	1,576円	2,364円
要介護3	900	9,126円	913円	1,826円	2,738円
要介護4	1,023	10,373円	1,038円	2,075円	3,112円
要介護5	1,148	11,640円	1,164円	2,328円	3,492円

加算・減算	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
入浴介助加算（Ⅰ）	40	405円	41円	81円	122円	1日につき
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56	567円	57円	114円	171円	機能訓練を実施した日数
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20	202円	21円	41円	61円	1カ月につき
科学的介護推進体制加算	40	405円	41円	81円	122円	1カ月につき

同一建物減算	-94	-953円	-96円	-191円	-286円	1日につき
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数 の9.0/100	左記の単位数 ×10.14	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	所定単位数は、基本単位に 各加算、減算を加えた総単 位数。

【総合事業】

(1ヶ月あたり)

第1号事業	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
予防介護通所サービスⅠ	1,798	18,231円	1,824円	3,647円	5,470円
〃 同一建物減算	-376	-3,812円	-382円	-763円	-1,144円
予防介護通所サービスⅡ	3,621	36,716円	3,672円	7,344円	11,015円
〃 同一建物減算	-752	-7,625円	-763円	-1,525円	-2,288円
生活支援通所サービスⅠ	743	7,534円	754円	1,507円	2,261円
生活支援通所サービスⅡ	1,519	15,402円	1,541円	3,081円	4,621円
科学的介護推進体制加算	40	405円	41円	81円	122円
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数 の9.0/100	左記の単位数 ×10.14	左記の1割	左記の2割	左記の3割

2. その他の費用

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、境界から5kmごとに片道110円をいただきます。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、次のとおりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です。
	12時間前までにご連絡の場合	1提供当りの利用料の50%を請求いたします。
	12時間前までにご連絡のない場合	1提供当りの利用料の100%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。 (介護予防及び第一号生活支援サービスは月間定額のためキャンセル料は適用しません)		
③ 食事の提供に要する費用	990円 (1食当り 食材料費及び調理コスト)	
④ おむつ代	実費	
⑤ イベント費	実費	
⑥ レクリエーション活動費	330円	

3. 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、その他の費用 の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月中頃までに利用者あてお届け（郵送）します。
--	---

② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用 の支払い方法等	上記請求額は、次の方法により利用月の翌々月 1 日にお支払いいただきます。 ※利用者指定口座から自動振替
---	--

以上のとおり、本重要事項説明書を説明した証として本重要事項説明書を 2 通作成し、利用者及び事業者は記名の上、各自 1 通を保有します。

利用者 _____ 様

代筆者 _____ 様

説明年月日 西暦 年 月 日

説明者署名 _____

説明者署名 _____